

# 取引所外売買等に関するワーキング・グループ

平成 26 年 10 月 29 日 午後 3 時 30 分

東京証券会館 5 階 第 1 会議室

日 本 証 券 業 協 会

## 議 案

- 上場株券等の取引所外売買の誤報告への対応について

以 上

取引所外売買の誤報告への対応方針に係る論点について（タタキ台）

平成 26 年 10 月 29 日

## 1. 再発防止策

### (1) 会員におけるもの

#### ① 報告の正確性を確保するためのシステム及びチェック等の体制整備

- 当該体制整備は、各社において、実情に応じ適切な体制を整備することが基本であることに変わりはない。
- そのうえで、取引所外売買を行う会員各社に対し、一定の当該体制整備を求めることでよいか。
  - ◆ 求められる体制整備について、どのような内容が考えられるか。
    - ・ チェック体制等の整備（業務フロー、人員配置、システム化など）
    - ・ なかでも、システム上の措置として、いわゆるハードリミット・ソフトリミットの設定
    - ・ その他会員各社が必要と認める体制
    - ・ 上記の体制整備の状況に関する内部監査
  - ◆ 当該体制整備について、規則化する必要があるか。また、その必要がある場合、各社の実情やコストも考慮しつつ、どの程度のものを規則化する必要があるか。

（例） 協会員における注文管理体制の整備に関する規則

#### ② 報告前後における報告内容の十分なチェック

- 報告前における報告内容のチェックとして、どのような方法が考えられるか。その場合、原則 5 分以内報告との関係で、どのような対応が可能か。
  - ◆ システム間直結の利用、システム化の推進（手作業の削減）やシステム上のチェック機能の導入等
  - ◆ 複数の担当者によるダブルチェック
  - ◆ 報告に利用する各種ファイル様式の統一化
  - ◆ その他会員各社が必要と認める方法
- 報告後における報告内容のチェックとして、どのような方法が考えられるか。
  - ◆ エラー情報等の確認
  - ◆ 自社が報告し、公表・配信された情報の確認
  - ◆ その他会員各社が必要と認める方法
- 当該チェックの方法等について、規則化する必要があるか。又は、具体的なチェックの方法等までは、各社判断に委ねる方がよいか。

## (2) 本協会におけるもの

### ① 報告内容にハードリミットの機能を設定することなど報告・公表システムに措置すべき仕組みの構築

➤ 本協会システムにおいて、発行済株式総数に対して一定基準（現行は「100%」）以上の約定数量に係る約定報告を受け付けないこととする、ハードリミットの機能（実装済）を活用することについて、どのように考えるか。

◆ リミットの基準は、公開買付規制（発行済株式総数の3分の1超）や、取引所市場（立会市場、TOSTNET市場等）における誤発注防止機能（上場株式数の30%超）との関係から、一律的に「発行済株式総数の1/3超」（現行の「100%」を引下げ）とすることでどうか。

・ ETFなど一部の有価証券については、技術的な問題として、発行済株式総数に相当する情報のデータが取得できないので、現在もチェックできていないが、チェックできないと何か問題はあるか。

➤ 数量以外の項目（価格、金額）に係るハードリミットの機能については、特段設けないことでよいか。

◆ 価格関係は、取引の種類によっては、一律的な基準を設けることが困難。

◆ 金額関係は、従前から約定報告を受けておらず、公表も行っていない。

➤ また、本協会システムにおいて、発行済株式総数に対して一定基準（現行は「10%」）以上の約定数量に係る約定報告に関し、報告受付後（公表後）、会員に対し注意表示をする機能（実装済）を活用することについて、どのように考えるか。

◆ リミットの基準は、取引所市場（立会市場、TOSTNET市場等）における誤発注防止運用（上場株式数の5%超30%以下）との関係から、一律的に「発行済株式総数の5%超」（現行の「10%」を引下げ）とすることでどうか。

・ ETFなどや、数量以外の項目（価格、金額）の取扱いについては、上記のハードリミットの機能と同様の取扱いでよいか。

➤ 会員による誤報告防止のための取組みや、上記のような本協会システム上の措置に加えて、新たに、本協会システムにおいてソフトリミットの機能（一定基準以上の約定数量に係る約定報告に関し、内容の事前確認や受付承認を設ける仕組み）を措置することや、本協会にてリアルタイム監視を行うような体制を整備する必要があるか（注）。

（注） 現行の本協会システムに非実装の機能を設けるには、新たにシステム開発が必要になるほか、本協会においてさらなる体制整備を図るには、増員等の手当が必要。

➤ コスト・ベネフィットとの関係（注）や、次期システムへのリプレイス（平成27年4月開発開始予定）も考慮する必要。

（注） 現行システムは年間2億円程度の開発・運用費用が発生しており、これらの費用の削減を求められ、次期システムへのリプレイスに当たっては、現に費用削減に向けて法令及び規則の改正を行っていることも考慮する必要。

② 報告に係るオペレーション及び内部管理体制に係る自主規制やガイドラインの整備

- (1)の体制整備及びこれに係る内部監査について規則化する必要があるか(再掲)。

2. 異例の事態が発生した場合の方策

(1) 会員におけるもの

① 当局及び本協会への経緯報告

- 本協会及び当局への連絡を行う基準(「異例」の範囲)について、どのように考えるか。そもそも外形的な基準を設けることは適当か。
  - ◆ 注意メッセージが表示・電文配信された約定数量(発行済株式総数の5%超)の誤報告を行った場合
- 本協会及び当局への連絡手順・内容について、どのように考えるか。
  - ◆ まずは、報告公表システムにおける速やかな訂正・取消し
  - ◆ 訂正・取消しの内容を本協会に連絡(第一報は電話)

② 重大な誤報告があった場合の当該経緯等の公表

- ※ 誤報告を行った会員による当該経緯等の公表は不要、一方、本協会による発生状況等の公表は必要との意見が大勢。

(2) 本協会におけるもの

① 経緯の把握と公表内容等

- 本協会による公表を、例えば、次のように行うことについて、どのように考えるか。
  - ◆ 会員からの連絡後、本協会は、「異例な事態」(一定基準以上)に該当する誤報告が発生していることを確認のうえ、会員からの連絡内容を公表。
  - ◆ 公表は、本協会の取引所外取引専用ホームページにおいて行う。また、日本証券業協会ホームページのトップページにおいても、ヘッドラインを表示し、そこから取引所外取引専用ホームページにジャンプできる仕組みを設ける。
- 本協会による公表を行う場合において、再発防止のための抑止力として、誤報告を行った会員名を公表することでどうか。

(3) その他必要な措置

- 会員各社の態勢整備状況の適切性については、本協会においても、必要に応じ、監査を行うこととなると考えられる。
- 誤報告に対する取扱いについては、個別事案ごとに実態に即して実質的に判断することとなる。

以上

## 協会員における注文管理体制の整備に関する規則 (平18. 4. 18)

### (目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買等（金融商品取引所の定める売買立会による売買及び立会による取引に限る。）に関して、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における注文管理体制の整備を図ることを目的とする。

### (社内規則の制定)

第 2 条 協会員は、注文管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 買付代金又は売付有価証券の事前預託に関する事項
- 2 注文受託時における注文内容の確認に関する事項
- 3 注文の発注制限に関する事項
- 4 注文の発注制限の解除に関する事項
- 5 注文の受発注業務に係る適切な人員配置及び研修等に関する事項
- 6 注文管理体制の検査に関する事項
- 7 その他協会員が必要と認める事項

### (買付代金又は売付有価証券の事前預託)

第 3 条 協会員は、顧客（機関投資家等を除く。）から注文を受託するに当たっては、原則として当該顧客より買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めなければならない。

### (注文内容の確認)

第 4 条 協会員は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に照らして適切なものであるかどうかについて確認しなければならない。

### (注文の発注制限)

第 5 条 協会員は、取引所金融商品市場への一の発注に関し、次の各号に掲げる制限について、協会員において適切と認められる水準においてそれぞれ設定しなければならない。

- 1 一定の規模を超える注文については、発注を不可とする制限
- 2 一定の規模を超える注文については、発注を行う前に管理者等（次条に規定する管理者等をいう。）による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限

### (管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認)

第 6 条 協会員は、前条第 2 号の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者（「管理者」という。）を取引所金融商品市場への注文の発注を行う部店ごとに設置し、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行わなければならない。なお、管理者はあらかじめ定めた者（「管理者等」という。）に当該解除に係る承認の権限を委任することができる。

### (システム対応)

第 7 条 協会員は、第 5 条の内容について自社において使用する売買受発注に係るシステムについて、必要

なシステム対応を行わなければならない。

(適切な人員配置及び研修について)

第 8 条 協会員は、社内規則を履行するために、注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の確認及び適切な人員配置を行うとともに、適宜、研修等を実施することにより、役職員への周知、徹底を図ることに努めなければならない。

(注文管理体制の充実)

第 9 条 協会員は、注文の受発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。

付 則

- 1 この理事会決議は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱う。

付 則 (平19. 9.18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 全体を条、項、号で表記。
- (2) 第1条から第9条を改正。

日米英における取引所外売買の報告ルールの概要(未定稿)

地域	報告先	報告内容	報告時間	訂正又は取消し	公表	ペナルティ
日本	日本証券業協会	取外規則7条2項	取外規則7条3項	取外規則8条	取外規則9条2項	定款28条1項3号
		<報告方法> 報告公表システムを通じた報告 <報告内容> ・銘柄名 ・売買価格 ・売買数量 ・売買成立日時 ・売り又は買いの別 ・自己又は委託の別 ・基準価格を公表する取引所の名称及びその価格 ・売買の相手方 ・その他本協会が必要と認める事項	・08:10～16:59の取引:5分以内 ・17:00～23:59の取引:翌営業日の08:10～08:29 ・00:00～08:09の取引:営業日の08:30～09:00	即時 以下の場合には所定の報告書類により報告 ・08:10～16:59の取引を17:05以降に訂正・取消し ・17:00～23:59の取引を翌営業日の08:30以降に訂正・取消し ・00:00～08:09の取引を09:01以降に訂正・取消し	<公表方法> 報告公表システムを通じた即時公表 <公表内容> ・銘柄名 ・売買価格 ・売買数量 ・売買成立日時 ・その他本協会が必要と認める事項  1銘柄の売買代金が50億円以上のもの(バスケット除く)は翌営業日の16:00に公表	法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したと認められるときは処分の対象となる。
米国	FINRA	Rule 6380A(c)(NASDAQ) or 6380B(c)(NYSE)	Rule 6380A(a)(NASDAQ) or 6380B(a)(NYSE)	Rule 6380A(g)(2)(NASDAQ) or 6380B(g)(2)(NYSE)	N/A	Rule 6380A(a)(4)(NASDAQ) or 6380B(a)(4)(NYSE)
		<報告方法> 取引報告システム(Trade Reporting Facility)を通じた報告 <報告内容> ・銘柄名 ・売買数量 ・売買価格 ・買い、売り又はクロスの別(空売り又は空売り適用除外の別) ・売買成立日時(時・分・秒) ・Rule 7440(b)(1)で求める記録事項(取引ID)	・09:30～16:00(Normal Market Hours)の取引:10秒以内 ・08:00～09:30の取引:10秒以内 ・16:00～20:00の取引:10秒以内 ・00:00～08:00の取引:営業日の08:15まで ・20:00～24:00の取引:翌営業日の08:15まで	・09:30～16:00の取引を16:00までに訂正・取消し:10秒以内 ・09:30～16:00の取引を16:00～20:00に訂正・取消し:営業日の19:59まで ・09:30～16:00の取引をその日の20:00以降に訂正・取消し:翌営業日の20:00まで ・09:30～16:00外の取引を19:59までに訂正・取消し:営業日の20:00まで ・09:30～16:00外の取引を20:00以降に訂正・取消し:翌営業日の20:00まで ・翌営業日以降に訂正・取消し:20:00までに訂正・取消す場合は取消日の19:59まで、又は20:00以降に取消す場合は訂正・取消日の翌営業日の20:00まで	<公表方法> 証券情報プログラム(securities information processor)を通じた即時公表 <公表内容> 銘柄、価格、数量等に関する情報がリアルタイムで公表(HP更新)される。  ※平成26年6月より個別のATS・ダークプールの週間売買高及び週間売買数量の公表も行われている。	特段の事情なく報告遅延を繰り返した場合、プリンシプル条項に違反し処分の対象となる。

地域	報告先	報告内容	報告時間	訂正又は取消し	公表	ペナルティ
英国 (取引所 外取引)	各規制市場 又は各MTF	MiFID Article 28	MiFID Article 28		MiFID Article 28	MiFID Article 51
		<報告方法> 各規制市場又は各MTFのシステム 等を通じた報告 <報告内容> (・銘柄名) ・売買数量 ・売買価格 ・売買成立時間	原則即時	N/A	<公表方法> 各規制市場又は各MTFのシステム 等を通じた即時公表 <公表内容> (・銘柄名) ・売買価格 ・売買数量 ・売買成立時間  ※大口取引は即時公表の対象から 除かれる。	規則に違反すれば、監督機 関の行政処分の対象とな る。
英国 (取引所 取引のうち注文板 にのらない取引)	London Stock Exchange	Rule 3040	Rule 3020, 3021	Rule 3050	Rule 3020, 3030, 3034	
		<報告方法> 取引システム(trading system)を通じ た報告 <報告内容> (・銘柄名) ・売買相手方 ・売買成立日時(時・分・秒) ・売り・買いの別 ・売買形態指標(交渉取引の場合は その旨等) ・売買価格 ・売買数量 ・売買を行った通貨(通貨を換算した 場合) ・報告状況(VWAP取引の場合はそ の旨等)	・07:15~17:15(trade reporting period)の取引:3分以内 ・trade reporting period外の取引:次 のtrade reporting periodが始まって すぐ	以下の場合を除き、即時報告 ・€10(異なる通貨においては同価 の金額)以下の価格の訂正 ・1%以下の数量の訂正 ・決済期日の訂正	<公表方法> 取引システム(trading system)を通じ た即時公表 <公表内容> 取引情報の詳細が公表される  ※大口取引は即時公表の対象から 除かれる。 ※会員は、自己勘定と顧客の注文を 付け合わせた取引については、公表 を遅らせることができる。	合理的な理由なく報告遅延 を繰り返した場合、LSEによ る処分が検討される。

## 取引所外売買の誤報告への対応について

平成 26 年 11 月●日  
日本証券業協会

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買（以下「取引所外売買」という。）に係る誤った報告（以下「誤報告」という。）及びこれに伴い証券市場の信頼性を損なうことを防止するため、取引所外売買の報告を行う会員及び本協会において、次の対応を図ることとする。

1. 取引所外売買の報告を行う会員において、改めて、当該報告に係るシステム及びチェックの態勢について十分に確認を行い、必要に応じて、誤報告のリスクを低減するための措置を講じる。具体的な措置は、例えば、次の措置を含め、各会員がそれぞれの実情を踏まえて判断し、速やかに実行する。
  - ・手作業の機会を極力減らすシステムを構築する。
  - ・手作業が残る場合は、誤報告を生じさせないためのチェックの態勢を構築する。
  - ・取引所外売買の報告に係るフォーマットを社内で統一する。
  - ・報告後、報告公表システムの「エラー検索画面」において、メッセージが表示されていないかどうかを確認する。
2. 取引所外売買の報告を受け付ける本協会の報告公表システムにおいて、当該報告公表システムが認識している発行済数量の  $1/3$  <sup>(注1)</sup> を超える数量の報告を受け付けないこととする（ハードリミット）。

また、報告公表システムが認識している発行済数量の 5% 超  $1/3$  以下の数量の報告に対しては、注意喚起のためのメッセージを、当該報告を行った会員に対して発することとする <sup>(注2)</sup>。

(注1) 現在は発行済数量の 100% となっているハードリミットの閾値を引き下げる。  
(注2) 現在においても、報告公表システムが認識している発行済数量の 10% を超える数量の報告に対しては、注意喚起のためのメッセージを、当該報告を行った会員に対して発している。
3. 誤報告を行ってしまった会員は、規則 <sup>(注3)</sup> が求めるところにより速やかに当該誤報告の訂正又は取消しを行った上で、当該誤報告が重大なもの <sup>(注4)</sup> である場合は速やかに本協会に当該誤報告について連絡する。当該連絡を受けた本協会は、当該誤報告について、当該会員の会員名とともに、インターネット上で公表する。

(注3) 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 8 条又は第 12 条  
(注4) 誤報告の数量が発行済数量の 5% を超えるもの

以 上